一般社団法人和歌山県サッカー協会給与規程

第1条 (目 的)

この規程は、就業規則(以下「規則」という)第27条により、事務局職員の給与について定めたものである。

第2条 (適用範囲)

この規程は、規則第3条により定義された職員に適用する。

第3条 (適用除外)

この規程は、臨時、パートタイマー及びアルバイトについては適用しない。

第4条 (給与の種類)

給与の種類は次の各号のとおりとする。

- 1. 基本給
- 2. 扶養手当
- 3. 通勤手当
- 4. 超過勤務手当
- 5. 賞与

第5条 (基本給)

基本給は月額とし、別に定める基本給表に従い支給する。

第6条 (扶養手当)

扶養手当は、扶養親族を有する職員に支給し、その支給額は下表に従う。

	区分	支給額 (月額)
1	配偶者	13,000 円
2	配偶者以外の扶養親族のうち2人まで	1 人につき 6,000 円
3	その他の扶養親族	1人につき 5,000円

第7条 (通勤手当)

通勤手当は、職員が通勤に要する交通費の全額を支給し、その支給額は下表に従う。

	区	分	支給額 (月額)
1	交通機関等		6ヶ月定期等の価額に
			よる一括支給
			※算出には、最も経済的
			かつ合理的な通勤方法、
			通勤経路による額とする。
2	自動車等の交通用具	通勤距離が片道45km以上	
			24, 500 円
		通勤距離が片道35㎞以上	
		4 5 km未満	20,900 円
		通勤距離が片道25㎞以上	
		3 5 km未満	16, 100 円
		通勤距離が片道15km以上	
		2 5 km未満	11,300 円
		通勤距離が片道10㎞以上	

(一社)和歌山県サッカー協会

		1 5 km未満	6,500円
		通勤距離が片道2㎞以上	
		10㎞未満	4, 100 円
		通勤距離が片道2km未満	
			2,000円
③ 交通	通機関等+自動車等	の交通用具	
			① + ②
④ 特急	急等(高速自動車道	道含む)	①から③のいずれかの
			通勤手当の月額+1ヶ月当
			たりの合理的な運賃等の
			額
			※高速自動車国道等の
			特別料金にかかる手当は
			ETC利用による通勤割引後
			の額とする。

第8条 (超過勤務手当)

超過勤務手当は、時間外勤務を命ぜられた職員に支給し、その支給額は下記の計算方法により算出する。ただし一月当たり20時間を上限とする。

<u>該当月の基本給</u> ÷ 160 × 1.25 × 時間数 ※100 円未満の端数切捨て

第9条 (賞 与)

賞与は、毎年 6 月及び 12 月に在籍する職員に対し、それぞれ支給するものとし、 その支給額は下表に従う。

(1) 勤務期間が通常である者

区分	支給額
6 月	該当月基本給の 1.0 月分とする。
12 月	該当月基本給の2.0月分とする。

(2) 勤務期間別賞与支給率

区分	支給率
6 箇月	100/100
5 箇月以上 6 箇月未満	8 0 / 1 0 0
3箇月以上5箇月未満	6 0 / 1 0 0
3 箇月未満	30/100

附則

1 この規程は、令和6年1月13日より施行する。